

指導行政のポイント

“市町村別データ”の公表で紛糾

菱村 幸彦

全国学力調査の市町村別データの公表をめぐる紛糾が広がっている。

実施要領には法的拘束力がない

全国学力調査のデータをどこまで公表するかについて、文科省の実施要領（通知）は、都道府県教委は、個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わない、市町村教委が域内の学校の結果を公表することはそれぞれの判断に委ねる という方針を示している。

しかし、実施要領には法的拘束力がないので、この方針がどこまで維持できるかについては、かねてより疑問視されていた。問題は2つある。1つは、情報公開条例に基づく開示請求が行われた場合、この方針が認められるか。もう1つは、知事が公表した場合、これを阻止できるか、である。

まず、情報公開条例からみてみよう。平成19年に鳥取県の地元紙記者が、情報公開条例に基づき市町村別・学校別の調査結果の開示を請求した。県教委は、文科省の実施要領の方針等を理由に非開示の決定をしたが、県情報公開審議会は「文科省の実施要領には条例の開示義務を上回る拘束力があるとは認められない」として、県教委の非開示決定を取り消す答申を出した。

県教委は、県内の市町村教委や学校現場から、学校の序列化や過度の競争を招くという強い反発を受けて、再度、非開示の決定を行った。しかし、鳥取県は、昨年、全国学力調査のデータを開示対象に加える旨の条例改正を行った。開示に当たっては、「学校の序列化、過度の競争等が生じることのないように使用しなければならない」という条件を付すこととしているが、それが遵守される保障はない。

次に、知事による公表である。大阪府と秋田県の知事が「公教育はプライバシーを除いて公開が基本」

「知事は文科省の通知には拘束されない」などの理由を挙げて、市町村別結果の公表に踏み切った。

一応、大阪府では自主公表を決めた市町村についてのみ公表し、秋田県では自治体名を伏せて公表する配慮はしているけれど、学校の少ない市町村では、個別学校名が識別されるおそれがあり、序列化と過度の競争を憂慮する声があがっている。

事実、秋田県では、知事の一方的な公表に反発して、藤里町教委は「公表するなら参加しない」という方針を決めたという。このほかにも「不参加も含めて検討する」という市町村があるというから、不参加の動きは広がる可能性がある。こんな状態が続くと、学力調査の存在意義が問われかねない。

公表を阻むには法的措置が必要

では、文科省はこうした動きを阻止できないのか。

現行法制の下では、各省大臣には知事に対する指示命令権はない。知事の事務処理が法令違反または著しく適正を欠き、明らかに公益を害している場合に、是正の要求ができるのみである。

文科省の実施要領では「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱う」と示しているが、この法律は、地方公共団体には適用がないから、知事による学力調査データの公表を法令違反ととがめるわけにはいかない。

新聞報道によると、塩谷文科相は、「場合によっては対抗する法律を作ることも考えなければならぬ」との見解を示したという。文科省の方針を貫くには、なんらかの法的措置を講ずるほかにないと思うが、これも簡単な話ではない。情報公開の問題は、40年前の全国学力調査時にはなかった思わぬ伏兵となっているようだ。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

■最新刊！

菱村幸彦【著】 B6判・定価2,205円

教育開発研究所

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』法改正を踏まえて全面改定！

『各教科等における言語活動の充実』高木展郎【編】B5判・240頁・2,520円